振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和九年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	

壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日
離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該画の推進に関する事務	令和十五年三月三十一日

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十五年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和九年三月三十一日
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和十五年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。